

佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金のご案内

1. 制度の目的

戸建て住宅を標的とした悪質な犯罪（強盗・訪問詐欺・悪質商法など）が多発している社会情勢に鑑み、市民の安全な生活の確保及び防犯意識の向上を目的として、住宅の敷地内に設置する家庭用防犯設備費用の一部を補助する制度です。

2. 制度の概要

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業

物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、家庭用防犯カメラ及び人感センサーライトの購入費及び取付け設置費を補助します。補助対象者や補助対象設備等については、下記の項目をご確認ください。

補助対象設備

補助対象となる防犯設備は、戸建て住宅の敷地内に設置する屋外用防犯カメラ（録画機能付きドアホンを除く）及び人感センサーライトとし、機器等購入費及び取付け設置費を補助します。ただし、次の経費等は補助対象外です。

- ① 防犯カメラが録画した映像データを保存するためのスマートフォン、タブレット及びパソコンを購入する経費
- ② 防犯カメラや人感センサーライトを設置するための既存設備の撤去又は移設に係る費用
- ③ 防犯カメラ等の維持管理及び保守管理に要する経費
- ④ 購入に要した交通費及び商品送料
- ⑤ 「防犯カメラ作動中」などの表示に係る経費
- ⑥ クーポンやポイントによる支払い（割引）
- ⑦ その他、防犯カメラ及び人感センサーライトの購入・設置の直接的な費用と認められない経費

申請期間

- 令和8年6月1日(月)から令和8年11月30日(月)まで 必着
窓口・郵送・電子申請の全てで16時30分までの受付です。
消印有効ではございませんのでご注意ください。
○予算に達した場合は受付を終了します。

補助額

- 補助対象額の2分の1以内で、1,000円未満の端数は除きます。
上限は2万円です

<計算例>

防犯カメラ 2台 防犯カメラ用SDカード 2個 人感センサーライト 1個
合計 33,220円 33,220円×1/2=16,610円
1,000円未満は切り捨てなので、補助金額は16,000円

電子申請はこちら



しりあぶりねこ©佐倉市

お問い合わせ先
危機管理課 防犯・安全安心対策班
電話 043-484-6161

補助対象者

補助対象者は、次の①～④すべてに該当する者です。

- ① 市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記録されている者
- ② 自らが居住するための一戸建て住宅(事務所、店舗その他これに類する用途の家屋を含む)に防犯を目的とした防犯カメラや人感センサーライトを設置する者であること(共同住宅を除く)
※借家の場合は、住宅所有者の同意が必要です
※「自らが居住するための一戸建て住宅」とは、住民基本台帳に記録されている住所地の住宅です。
- ③ 申請者世帯全員が市税を滞納していないこと
- ④ 申請者世帯全員が、佐倉市暴力団排除条例に基づく暴力団員等でないこと

3. 補助金の交付申請における注意事項

- 令和8年6月1日以降に購入した補助対象商品の設置後に申請してください。
- 申請は住宅1棟に対して、1回限りです。複数の防犯設備を設置しようとする場合、全ての設置が完了してから申請してください。
- 申請前に**必ず**佐倉市危機管理課ホームページ及び記入例もご確認いただき、ご不明点は**申請前**に**危機管理課**へお問合せください。

【申請時に提出していただく書類】《紙申請の場合》

- ① 佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(別記様式第1号)
- ② 防犯カメラ等の購入・設置に係る領収書その他費用の支払の事実を証する書類及びその費用の内訳が分かる書類
- ③ 防犯カメラ等の概要が分かるカタログや取扱説明書、製品ホームページ等(製品のサイズ及び機能が記載されている部分)の写し
- ④ 防犯カメラ等の設置後の写真
- ⑤ 防犯カメラ等を設置する住宅の全体写真(設置前、後どちらでも可)
- ⑥ 同意書兼誓約書(別記様式第2号)
- ⑦ 申請者が防犯カメラ等を設置する住宅の所有者でない場合は、防犯カメラ等の設置に係る住宅所有者の同意書(別記様式第3号)(ただし、同居家族が住宅所有者であれば不要)
- ⑧ 申請者の本人確認書類の写し
- ⑨ 補助金の振込先口座が確認できるものの写し(ゆうちょ銀行の場合は通帳の写し)
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

【提出先】(郵送可)

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市役所 危機管理課 防犯・安全安心対策班
☎043-484-6161

※オンライン申請も可能です。

詳細は、市ホームページ(下記URLまたは右のQRコード)をご覧ください。

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/kikikanrika/227/20501.html>



申請する際の注意点

- ① 記入は消えないペンを使用してください。（鉛筆、消えるボールペン等は使用不可）
- ② 申請書の訂正には印鑑が必要になります。記入を誤った場合は、二重線を引き訂正印を押印してください。
- ③ 同意書兼誓約書についてチェック漏れ、押印漏れがないかよく確認してください。
- ④ 領収書及び明細書が用意できているか確認してください。特にネット購入の場合は領収書であるかよく確認してください。

参考：Amazon の領収書印刷に関する案内のページ（外部サイト）



<https://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=GRPUHK7RCNVRBURD>

- ⑤ ゆうちょ銀行の場合、記号番号ではなく支店名及び口座番号を記載してください。通帳や支店名に関しては以下のページをご覧ください。

参考：ゆうちょ銀行の通帳に関するページ（外部サイト）



https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_inj.html

参考：ゆうちょ銀行の支店名と口座番号について検索するページ（外部サイト）



https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html

申請内容を精査し、佐倉市家庭用防犯カメラ等設置事業補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（別記様式第4号）により、交付（不交付）を通知します。交付決定通知後に、申請書に記載された振込口座へ補助金を振込みます。

申請から振込まで、3か月程度かかる場合があります。

※よくある御質問に対する回答は次項に掲載しております。

Q & A

Q-1 購入したのが6月より前です。設置は6月です。対象になりますか？

A-1 補助対象になりません。

Q-2 どこで買えばいいですか？

A-2 業者や店舗、メーカーの指定、制限はありません。

ただし、購入に要する送料等といった補助対象外経費がございますのでご注意ください。

Q-3 何台まで買えますか？

A-3 購入にあたり、台数制限はありません。

ただし、補助額は全体の購入費及び取付け設置費のうち2分の1以内で上限2万円（1,000円未満切捨て）です。

Q-4 購入する際、クーポン及びポイント使用分は購入費用に含まれますか？

A-4 含まれません。クーポン及びポイント使用等で割引がある場合、割引後の支払金額が補助対象額となります。

Q-5 防犯カメラと人感センサーライトを6月1日以降の別日に購入しました。

申請できますか？

A-5 申請できます。

ただし、補助金申請は1度限りのため、人感センサーライトとカメラの設置が終わりましたら併せて申請してください。

Q-6 二世帯住宅です。玄関が2つあります。各世帯で申請できますか？

A-6 各世帯の申請はできません。

一つの住宅につき1回限りの申請となりますので、いずれかの世帯員が代表して申請してください。ただし、同意書兼誓約書（別記様式第2号）には住宅にお住まいの方全員の記名押印を要します。

Q-7 申請書を出張所でもらいました。出張所で申請できますか？

A-7 できません。

紙申請は、危機管理課の窓口へ来庁または危機管理課へ郵送により行ってください。

電子申請は、危機管理課ホームページ（本案内2ページのQRコード参照）をご確認ください。

なお、本案内1ページのQRコードから電子申請を行うことができます。